

広島県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十四年四月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下御領新市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市駅家町大字近田五四二番二地先から 福山市駅家町大字近田八五七番一地先まで					
	一二・〇〇〇 三三二・〇〇〇	三・一〇〇 八・八〇〇 一二・〇〇〇 四四・〇〇〇		三六二・〇〇〇 三八七・五〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件三四 五・〇〇〇メー トル